

当社及び事業グループ	検出事項 対象会社	検出事項項目数
ヘルス&セーフティーグループ	AW リアライズ AWBD AW メディエイチ	5
グローバル&エンジニアリンググループ	AW エンジニアリング	1
合計		63

1 当社における、不適切な会計処理

(1) 北九州液酸向けの正式受注前、未出荷の見切売上計上の件

ア 事案の概要

2021年6月頃より、当社のエネルギーユニットにおいて、AW 西日本に対して、当社の連結子会社であった北九州液酸株式会社（以下「北九州液酸」という。）で用いる[]（以下「本件[]」という。）を販売するため、部品調達と組立てを進めており、2022年10月下旬頃に完成はしたものの、当社とAW 西日本及び北九州液酸との間で本件[]の正式な売買について調整がついていないままであったため、AW 西日本ないし北九州液酸に対して即時に納入がなされなかった。この時、[] Ci氏（以下「Ci氏」という。）は、日頃より上長である[]（以下「Cy氏」という。）から期末在庫残高を残すべきでないとの厳しい指示及びプレッシャーを受けていたところ、2023年3月期末を迎えるに当たり、本件[]が当社の在庫として残ることを回避すべく、発注書等の契約関連の書類を取得することなく、また、製品の納入がなされていないにもかかわらず、北九州液酸を販売先として、11,800千円を売上（売掛金）計上する不適切な処理（以下「本件見切売上計上」という。）を行った。

イ 経緯・原因

(ア) 本件[]発注に係る協議

2021年6月頃、当社エネルギーユニットとAW 西日本で行われた月次会議において、エネルギーユニット[]とAW 西日本の社長との間で、北九州液酸向けの本件[]をAW 西日本が当社から購入することが協議された。これを受けて、当社の当時の担当者は、2021年7月2日付けでAW 西日本に対して、見積書を送付した。

その後、当時の担当者は、[][]中には、本件[]について正式な発注書等を受けないまま、本件[]の構成部品である[]等の発注を行った。

なお、本件[]は、北九州液酸の工場の全体をカバーするほどの電力供給力は備えておらず、当時、当社において、[]に係る取引実績を作りたいとの思惑があったことが窺われる。

(イ) 本件[]の納期遅滞

当初、[]の輸入代理店を通じて、発電機本体の納入を受ける時期を発注から6か月後と見込み、本件[]の納期も発注から9か月後程度と見込んでいたものの、仕入先の対応が遅延し、実際に当社に発電機本体が納入されたのは、発注から1年以上が経過した[]年[]月であった。そして、当社において本件[]を完成させ（なお、本件[]への発電機本体の組込み等の作業を行った

のは、当社グループ会社である北海道車体株式会社である。）、出荷できる状態になったのは2022年10月下旬頃であった。

Ci氏は、2022年2月頃に本件[]に係る取引の担当を前記（ア）の際の担当者から引き継いでいたところ、Ci氏が本件[]の完成後、AW西日本の担当者及び北九州液酸の担当者に納入に関する連絡をしたところ、北九州液酸側から本件[]の納入の話は聞いていない等として、納入に関する強い抵抗があった。

Ci氏は、当初は北九州液酸との間での納入に係る調整を試みたものの、北九州液酸の抵抗が強く、調整に困難が生じたため、その後の調整を怠り、2023年の期末まで結局納入を行うことができなかった。

（ウ）納入目処が立たないままの期末になっての売掛金の不適切な計上

Ci氏は、日頃より上長であるCy氏から期末在庫残高を残すべきでないとの厳しい指示及びプレッシャーを受けていたため、2023年3月期の期末になって、本件[]について、期末在庫残高として残したくないとの思いに至った。

そこで、Ci氏は、北九州液酸との間で発注及び納入に関する調整がついておらず、北九州液酸への出荷・納入の目処が立っていなかったにもかかわらず、2023年3月31日付けで販売先を北九州液酸として、11,800千円を売上（売掛金）計上する処理を行った。

なお、2021年6月に行われた協議においては、AW西日本が当社から本件[]を購入することが想定されていたものの、Ci氏は、前任者から引継ぎを受ける際、本件[]の販売先は北九州液酸に変更されたと聞いていたため、AW西日本ではなく、北九州液酸を販売先として売上を計上した。

また、Ci氏は、普段より上長であるCy氏より、厳しい叱責を受けること等が多かったため、本件[]の納入に関してトラブルが生じていることについてCy氏に相談することはできず、本件見切売上計上についても独自の判断で行ったものである。

（エ）その後の処理

Ci氏は、売上計上後も、AW西日本や北九州液酸とは何らの納品に関する調整をしておらず、本件[]は納品されないまま放置され、売掛金の請求や支払処理も行われなかった。そして、2023年7月頃、当社において異常残高確認が行われたことにより、北九州液酸に係る不適切な経理処理が発覚した。

また、2023年9月11日には、北九州液酸の経理業務の委託を受けている[]のHh氏より、[]であったHp氏に対して、北九州液酸が[]車を「購入した事実も支払った事実もない」旨のメールでの報告があった。

最終的には、当社、AW西日本及び北九州液酸間で協議、合意のうえ、当初の協議内容を前提に本件[]を北九州液酸が実際に購入することで、Ci氏が行った経理処理どおりの取引を行うことになり、2024年3月頃に納品が完了した。

ウ 会計上の問題・影響額

（ア）不適切な会計処理の該当性

当社の会計処理のルールでは、商品の出荷（取引先の商品の受領）をもって売上を計上することとなっており、かかるルールに従い、売上を計上すべきであったにもかかわらず、Ci氏は、前記イ・（イ）のように北九州液酸との間で発注の有無に関するトラブルが生じており、出荷・納入の目処が立っていないにもかかわらず、期末在庫残高を処理する目的のもと、意図的に2023年3月31日付けで販売先を北九州液酸

として、11,800千円を売上（売掛金）計上しており、不適切な会計処理に該当する。なお、売上の計上に当たっては発注書等の発注に係る証拠を取得すべきであり発注書等の証拠のないまま売上を計上している点も不適切な会計処理に該当する。

（イ）不適切な会計処理に係る影響

Ci氏が本件[]の納入に関する何らの調整を行っていないことから、北九州液酸としては本件[]に関する仕入計上を行っていなかったため、2023年3月期における当社の連結上は、連結消去において未払金や売上原価等に調整が行われた結果、未払金11,800千円、売上原価2,458千円、製商品9,342千円が過少計上となり、税引前当期純利益が2,458千円過大計上される結果となった²⁴。

（2）Ac社に係る定期修繕費の資産計上の件

ア 事案の概要

（ア）当社における定期修繕に関する会計方針の運用方法

明文化された定義はないものの、当社における慣行として、毎年実施される定期修繕は「通常の定期修繕」（以下「通常定修」という。）と重要な定期修繕（以下「重定修」という。）に分かれる。[]

そして、財務会計上、固定資産の資産価値を高める、機能や性能を向上させる、又は使用可能期間を延長させることを目的とした支出は、資本的支出として資産計上し得ることから、当社グループにおいては、「経理財務規則」や「AW-IFRS_会計実務指針_Ⅲ-1_有形固定資産」において資本的支出と費用の区分（定義）や交換部品に関する処理が規定されている。しかしながら、当社グループにおいては、修繕費の具体的な処理に係る統一的なルールは存在せず、ある修繕費を費用計上するか、資本的支出として資産計上するかについては、支出部門ごとに判断が行われている。そのため、支出部門ごとの判断により、重定修を含む一部の修繕費について、資本的支出として固定資産に計上される場合があり、修繕費が固定資産として計上される場合には、耐用年数に応じて減価償却されるため、費用計上が先送りできることになる。

（イ）本件振替処理

[]年[]月下旬頃、[] Fj氏は、利益改善の目的で、顧客であるAc社（以下「Ac社」という。）に設置している当社資産の定期修繕に係る[]円について、[]年[]月時点で修繕費として費用計上されていたにもかかわらず、担当者に建設仮勘定に振替をするよう指示をして、固定資産への振替計上を行わせ（以下「本件振替処理」という。）、費用計上を先送りした。

イ 経緯・原因

（ア）Fj氏による重定修案件見直しの指示

2024年9月中旬頃、2024年度上期において、D&Iグループ全体として業績が厳しく、事業計画の未達が見込まれる状況にあったことを受け、利益確保に向け、2024

²⁴ 他方で、2024年3月期における連結仕分上は、北九州液酸における固定資産購入高が認識されなかったことにより未実現利益の消去が抜け、固定資産2,458千円と繰越利益剰余金2,458千円が過大評価となった。この固定資産2,458千円と繰越利益剰余金2,458千円の過大評価は2024年3月期以降も継続している。

年9月度D&Iグループ会議において、地球環境分野企画・管理部から、D&Iグループの各ユニットに対し、同年度上期の利益改善策を検討・報告するよう指示がなされた。

Fj氏()は、各ユニットに対し、かかる利益改善策の具体的な方法の1つとして、修繕費として費用計上されている案件について、資本的支出として資産計上可能なものがあれば仕訳を見直すよう求めた。

しかし、かかる指示に対し、各ユニットから芳しい報告が得られなかったことから、Fj氏は、自身の部下であるR氏をして、2024年度上期に計上されている(重定修を含む)定期修繕費のうち、金額が大きい案件を抽出させたうえで、該当した3件について、2024年9月19日、Gr氏に対し、資産計上に振り替えられるものがないかを確認した。

これに対し、Gr氏は、修繕費は、生産能力が以前と比較して顕著に向上する等、機能の著しい向上を含むものでなければ、資産計上することはできないとの認識を有していたが、2024年度上期の利益を改善するという目的を前提に、他の拠点で重定修に係る費用を資産計上した事例があることや税務的な観点を踏まえ、当該3件のうち、Ac社における定期修繕は、重定修に該当し、他拠点の事例に倣って資産計上し得る旨の回答を行った。

(イ) Fj氏による本件振替処理の指示

Gr氏の回答を踏まえ、Fj氏は、前記ア・(イ)のとおり、担当者に指示して、Ac社における費用 円を修繕費から固定資産に振替計上させた。

この点、Fj氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、以下のとおり、不正の認識を否定するような供述をしている。

① 当時の当社において、重定修に係る費用は、税務リスクを考慮して一律に固定資産として計上するとの運用がなされているとの認識のもと、2024年度上期において、修繕費として処理されている重定修費用があれば、仕訳を固定資産に改める必要があると考え、各ユニット及び自身の部下に対し、2024年度上期における定期修繕費の見直しを指示した。

② 結果としてピックアップされた、Ac社における重定修案件に係る費用については、本来、固定資産として計上されるべきであるにもかかわらず、修繕費として処理されていたため、適正な会計処理に修正すべきであるとの認識のもと、本件振替処理を行った。

もっとも、当社において、重定修に係る費用を一律に固定資産として計上するという運用がなされていた事実は存在せず、むしろ当社グループにおいてある修繕費を費用計上するか資産計上するかの具体的な判断は部門ごとに行われているため、一部の重定修が資産計上された実績はあるにしても、重定修であれば一律に固定資産として計上しなければならないと認識していたとするFj氏の前記①の供述を直ちに信用することはできない。

また、Fj氏自身も、本件振替処理を行った動機は、 年度上期の予算を達成すべく、利益を多く計上することに目的があったこと自体は認めている。Fj氏が、かかる動機のもと、一旦は費用計上されている定期修繕費用から、資産計上に振り替え得るものをわざわざピックアップさせたこと、仮に適正な会計処理への是正を目的とするのであれば、当初Ac社に係る修繕費を定修費として費用計上した担当部の判断の

妥当性を吟味すべく、当該判断の根拠の照会等を行うのが適正なプロセスであるが、（単に資産計上に振り替え得る案件がないかの確認を行ったに留まり）かかるプロセスを経ないまま、合理的な根拠資料に基づかず、あえて（建設仮勘定への振替を経て）資産計上に仕訳を変更していること、ヒアリングにおいて、業績目標を達成するため費用計上を後ろ倒しする等の処理は当社のどの部門でも多少なりとも行っているという、利益に有利な操作を行うことを是認する趣旨の供述を行っていること、さらに、Fj氏は当時、通常定修もまとめて資本計上すればよいのではないか、という趣旨の発言も行っていることから、前記②のようにFj氏が適正な会計処理を目的として、本件振替処理を行ったものと認めることはできない。

以上を踏まえると、Fj氏は、専ら 年度上期の予算を達成することを目的として、不適切な会計処理の意図をもって本件振替処理を行ったものと認められる³⁵。

ウ 会計上の問題・影響額

本件はAc社工場に設置している に係る定期修繕費（年度） 円について、支出部門で 年 月に修繕費として計上されていたが、 年 月のFj氏の指示により建設仮勘定に意図的に振り替えられた事案である。

前記ア・（ア）に記載のとおり、修繕費に係る支出が資本的支出に該当するかの判断については規程が存在したが、具体的な定量基準等は設定されていなかった。これ自体は、細かな判断基準を設定すると却って実態に即した判断が行えない可能性もあるため、一般的な対応と考えられる。

また、当社グループにおいて修繕費を費用計上するか資産計上するかについては支出部門ごとに判断されていたが、取消や変更が必要となる場合を想定して、事後的に判断を検証するために、判断根拠を文書化し保存しておく必要があったと考えられるが、明確な対応ルールはない状況であった。

本来であれば今回のように会計処理の変更を行うに当たっては、支出部門の当初の判断を照会したり、支出内容の再検討を行ったりしたうえで、社内で修正に関しての決裁を行い、適切な修正であることを担保することが必要であったと考えられる。しかしながら、本件振替処理が実施されるに際しては、そのような決裁を欠いている状況であり、変更が適切であったかどうかの事後的な検証は困難である。当該状況を踏まえると、本件は支出部門での判断が優先されるべきところ、上位者の一存によって検証・合意を経ないまま当初の会計処理が変更されている。すなわち 年度上期の利益を改善するという目的を背景として内部統制が無効化されている事案である。これを踏まえると、本件振替処理は不適切な会計処理に該当する。

当該装置の修繕に関しては、通常定修と重定修で合計 円の費用が発生しているが、 円の重定修について資産に振替が行われた。その結果、営業利益が 円水増しされたこととなる。

³⁵ なお、Fj氏は、Gr氏に対し、2025年3月10日付けで「Fh氏に確認したところ、重点検については国税リスク回避の観点から資産計上するのが以前からのルールであり、本件は正しい会計処理」という趣旨のメールを送信しており、Fj氏が Fh氏に対し、本件振替処理の適切性の有無について確認を行っていることが認められるが、かかる問合せは、当社が2025年に実施した自主点検に際して行われており、本件振替処理が行われた当時（ 年 月）に行われたものではないため、本文記載のFj氏の不正な会計処理の認識を否定するものではない。

(3) 溶接センターにおける遊休資産の減損損失不計上

ア 事実の概要

当社の溶接センターの廃止に当たり、年上期において、同施設に存在する再利用可能な設備については、移設先で転用することを前提に資産計上された。

しかしながら、当初予定されていた設備の移転計画がなくなり、その後も、当該設備について転用や売却の可能性が検討されたものの、遅くとも年度下期には、Gt氏（以下「Gt氏」という。）により転用不能との判断がなされた。

遅くとも再利用が不可能であると判明した時点（すなわち、年度下期）で、当該設備に係る損失を計上すべきであったが、Gt氏は、損失として計上すると利益が圧迫され则认为、年度に減損損失計上を行わなかった（以下「本件減損損失不計上」という。）。

イ 不適切な会計処理に至った経緯

(ア) センター一体化の計画に伴う再利用可能設備の資産計上

年から年にかけて、At社と溶接センターを一体化することに伴い、設置の設備をAt社に移設する計画（以下「本件移設計画」という。）があった。

この計画を前提に、年度上期に溶接センターの固定資産（年月月末残存簿価：円）のうち、再利用不可資産に対応する円については、固定資産除却損として計上し、再利用可能資産に対応する円については、引き続き資産（以下「本件再利用検討設備」という。）として計上された（なお、当初は全額が固定資産として計上されていたものの、そのうち、他の溶接センターに転用されなかった円分について、年度下期に貯蔵品へと勘定科目が振り替えられた。）。

その後、2020年頃、コロナ禍の影響もあり、当社において溶接系の設備拠点を廃止することとなったため、本件移設計画は廃止となった。

本件移設計画が廃止となった後も、当時の産業機材部は、本件再利用検討設備が比較的新しく、稼働実績も1、2年ほどであったことから、売却や転用の可能性を検討しており、具体的な売却先を決めることはできなかったものの、本件再利用検討設備に係る減損処理は行わなかった。

(イ) Gt氏による損失の先送り

本件移設計画廃止時の産業機材部の後に産業機材部に就任したGt氏も、グループ会社が設置予定の新工場へ本件再利用検討設備の転用等を模索したが、年度下期、本件再利用検討設備について、新工場で設置するには電気容量等が足りず転用することは厳しく、また、その他の方法で再利用も不可能であるとの認識に至った。

本件再利用検討設備は、遅くとも再利用が不可能であると判明した時点で、損失として計上すべきであったが、Gt氏は、本件再利用検討設備に係る損失を計上すると計上される費用の金額が大きく、利益が圧迫されてしまうと考えたため、年度下期に本件再利用検討設備について損失計上をしなかった。

なお、Gt氏は、Bx氏等の上長に対し、本件再利用検討設備の再利用が不可能であることを認識した以降に、当該設備に係る減損損失を不計上とすることに関して事前

に相談や報告をしていない旨を供述しており、Gt氏は独自の判断により、本件減損損失不計上を行ったものと考えられる。

ウ 会計上の問題・影響額

本件再利用検討設備 〇〇〇〇〇〇〇〇円について、遅くとも再利用が不可能であると判明した 〇〇年 〇月期の時点で損失として計上すべきであったところ、利益が圧迫されることを理由として、意図的に損失の計上が先送りされている。

(4) バルクガス部における定期修繕費戻しの件

ア 事案の概要

当社は、顧客に提供している設備の定期修繕費について、予算計画に従い、一定程度の余裕を見込んで年間の金額を見積もったうえで、月割で修繕引当金を計上し、当該事業年度末に通期で修繕引当金と実際の支出金額の精算を行っており、実際の支出額に鑑み、かかる修繕引当金を減額する処理を「戻し」という。修繕引当金を「戻し」した場合、費用計上される金額が減少し、その分、当期の利益が増額されることとなる。

当社の地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット バルクガス部（以下「バルクガス部」という。）においては、D&Iグループにおける 〇〇年度上期の業績改善の要請を受け、〇〇年度上期の定期修繕費のうち、当社の顧客であるK社（以下「K社」という。）、及びBi社（以下「Bi社」という。）の定期修繕費の予算を合計で 〇〇〇〇〇〇〇〇円削減することとした。このうち、少なくともBi社に係る修繕費引当金については、特段上期に「戻し」を行うべき理由がないにもかかわらず、無理に 〇〇〇〇〇〇〇〇円の「戻し」を行うことで、上期の利益を増額した。

イ 経緯・原因

(ア) バルクガス部における定期修繕費戻し

前記(2)・イ・(ア)のとおり、〇〇年 〇月中旬頃、企画・管理部から、D&Iグループの各ユニットに対し、同年度上期の利益改善策を検討・報告するよう指示がなされた。かかる指示を踏まえ、〇〇〇〇〇〇〇〇のFn氏（以下「Fn氏」という。）及び 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Gr氏は、バルクガス部の社員より、〇〇年 〇月 〇日、〇〇年度上期の業績改善策の1つとして、K社に係る定期修繕費の引当金を 〇〇〇〇〇〇〇〇円「戻し」を行うことの提案を受け、Fn氏が、口頭で、当該金額の定期修繕費の「戻し」を行うことを承認した。

そして、バルクガス部において、定期修繕費の見直しを再度行い、K社に加えBi社の定期修繕費も見直し可能であると考え、〇〇年 〇月 〇日、〇〇年度上期の業績改善策に係るD&Iグループの全体会議において、「バルクガス部_上期改善対応策について」と題する資料に基づき、〇〇年度上期の業績改善策の一環として、K社とBi社に係る修繕費引当金を上期で合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円「戻す」ことを検討している旨の説明が行われた。

最終的に、バルクガス部は、〇〇年度上期の定期修繕費について、2社合計で 〇〇〇〇〇〇〇〇円（各社 〇〇〇〇〇〇〇〇円ずつ）の「戻し」処理を行うこととし、Fn氏は、バルクガス部の社員をして、かかる「戻し」処理を行わせた。これにより、バルクガス部は、〇〇年度上期における修繕引当金を 〇〇〇〇〇〇〇〇円削減し、その相当額が費用計上されない（利益として増額する）こととなった。

前記定期修繕費の見直しにより、Bi社に係る定期修繕費の年間予算は 〇〇〇〇〇〇〇〇円から 〇〇〇〇〇〇〇〇円に減額され、上半期における費用計上額は 〇〇〇〇〇〇〇〇円から 〇〇〇〇〇〇〇〇円に減額された。

■円に減額された。一方、当社は、■年■月時点で既に管轄の地域事業会社からBi社に係る定期修繕費の請求を受けており、当該請求金額は■円であり、本来的には下期発生見込の修繕費に対して余裕をもって見積もらなければならないにもかかわらず、■年度上期において年間予算をほぼ全て消費している状況にあった。また、もし、下期に定期修繕に係る費用が全く発生しないという見積りがあったのであれば、簡便処理に基づく月次引当額の年間予算の減額ではなく、上期時点で■円の修繕費を確定計上すべきであった。

(イ) Fn氏の認識

Fn氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、当社では、修繕引当金と実際の支出額の精算は事業年度末に行うのが通常だが、上期末の時点で当該事業年度における定期修繕費の金額が確定しており、下期に修繕費の支出が生じないと確実に見込まれる等の合理的な理由がある場合には、上期の時点で精算（「戻し」処理）が行われることもあるところ、本件においては、以下のとおり、定期修繕費の予算の見直しの対象として、前記2社を選定した合理的な理由があるため、前記各修繕費引当金の減額は、■年度上期の業績改善の要請がきっかけではあるものの、時期及び金額ともに、無理な処理を行った認識は特になく、不適切な会計処理を行った認識を否定する供述を行う。

具体的には、Fn氏は、以下のような理由から前記2社に対する「戻し」処理を行った旨供述する。

① K社について、当社がK社に対して提供した設備の稼働がK社側の事情で遅れており、■年度下期においても稼働の見込みが立っていなかったため、■年度期初に年間の定期修繕費の見積りを行った時点で想定していたよりも小規模の修繕で足りることが予想され、実際の定期修繕費の支出が当初の予算よりも大幅に抑えられる。

② Bi社について、同年4月時点で管轄の地域事業会社から、■年度の年間の定期修繕費として■円の見積りを取得していたところ、2024年度上期に手厚い定期修繕を実施済みであり、■年度下期において予定外の修繕費が生じる可能性は低いと見込まれたため、もともと大きく余裕をもっていた予算を減額しても、修繕費引当金が不足するリスクは低い。

しかしながら、Fn氏は、ヒアリングにおいて、当社において上期に定期修繕費の「戻し」処理を行った具体的な事例は思い当たらないとも述べており、■年度上期における前記定期修繕費の「戻し」処理は、当社において極めて例外的な処理であると考えられる。そして、Bi社の定期修繕費については、管轄の地域事業会社からの見積りが■円であるのに対し、前記(ア)のとおり、■年■月時点で既に、当該見積りを■円以上も超える■円の発注・請求実績が生じており、年間予算をほぼ消費していたにもかかわらず、なおもBi社に係る修繕引当金を■年度上期に「戻し」処理する合理的理由は存在しないと考えられる。

他方で、K社の定期修繕費に関しては、本調査において、Fn氏の前記供述①に反する客観的事実等は検出されておらず、K社に係る修繕引当金の「戻し」処理をする合理的理由が存在しないとまでは認められない。

したがって、少なくともBi社の定期修繕費の予算に関しては、時期及び金額ともに、無理な減額を行った旨の認識はないとのFn氏の前記供述②の信用性は認められず、Fn氏において、不適切な会計処理の認識が認められる。

ウ 会計上の問題・影響額

本件においては、少なくとも Bi 社の定期修繕費については、[] 年度上期末の時点で費用計上済の金額 [] 円を、既に発生し請求も受けている実績値 [] 円が大きく超えている点で、定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理を行う合理的な根拠は存在せず、定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理をすべきではなく、また、もし、下期に定期修繕に係る費用が全く発生しないという見積りがあったのであれば、簡便処理に基づく月次引当額の年間予算の減額ではなく、上期時点で [] 円の修繕費を確定計上すべきであった。

それにもかかわらず、[] 年度上期の利益を改善する目的で、意図的に定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理を行った点で、不適切な会計処理に該当する。

かかる不適切な会計処理により、当社は、少なくとも [] 円過大に修繕引当金を「戻し」た（すなわち、[] 円過大に利益が増額した）こととなる。

（５）新潟液酸リニューアル工事関連の除却損先送りの件

ア 事案の概要

2022 年 2 月 18 日、当社の子会社である新潟液酸株式会社（以下「新潟液酸」という。）において、同社のリニューアル工事の際に撤去した [] の予備品につき、2019 年 12 月から翌年 3 月までにかけて廃棄済みであるにもかかわらず、除却損（2,300 千円）が未計上であることが発覚した。

新潟液酸から除却損未計上の報告を受けた当社産業カンパニー産業ガス関連事業部（当時、以下「産業ガス事業部」という。）は、本来的には、廃棄に係る未計上が発覚したときは、直ちに除却損の計上を行うべきであったにもかかわらず、2022 年度の予算達成度合いが芳しくなかったことから、2021 年度下期の当社グループの連結業績を良く見せかけることを目的として、新潟液酸に対し、翌期に除却損を計上処理するよう指示し、新潟液酸は、当該指示に従い、翌期に計上をした。

イ 経緯・原因

（ア）廃棄品の除却損未計上が発覚した経緯

2022 年 2 月 17 日、新潟液酸の会計を担当している Cc 会計税務事務所より、新潟液酸の [] に対し、貯蔵品として長期間計上されている「[]」等の貯蔵品の使用状況の確認がなされた。

前記工場が調査したところ、「[]」、「[]」、「[]」、「[]」、「[]」、「[]」の計 6 点（以下「本件 6 点」という。）については、2019 年 12 月から翌年 3 月にかけて、既に廃棄済みであるものの、除却損が計上されていないことが判明した。

なお、前記 [] は、2021 年 9 月に新潟液酸の [] に就任したばかりであり、前任者から本件 6 点の除却損未計上について引継ぎを受けていなかった。

（イ）関係者への連絡と会計処理の先送り

前記 [] は、本件 6 点については廃棄済みであることにつき、Cc 会計税務事務所へ回答するとともに、2022 年 2 月 18 日、産業ガス関連事業部の担当者に対し、除却損の計上時期につき、2022 年 3 月期とすることでよいかの確認をした。産業ガス関連事業部は、当社グループの液酸会社を含む産業ガス関連事業会社を管理する部署であり、前記 [] は、通常のフローに従って、産業ガス関連事業部に相談したものである。

産業ガス関連事業部の担当者は、同日、同部の■■■■ Bx氏等に対して、新潟液酸において除却損未計上問題があったこと及び2021年度（2022年3月期）における同社の収益につき報告し、2022年3月期に計上することでよいかを確認した。

これに対して、Bx氏は、前記担当者を通じ、新潟液酸に対して、「2021年度決算の数字がかなり厳しい」との理由から、当社グループの決算状況を良く見せかける目的をもって、2022年4月以降に除却損を計上するように指示した。これを受けて、新潟液酸は、本件6点に関する除却を2022年3月期に計上せず、翌期に先送りして計上を行った。

また、■■■■ Hc氏は、2022年3月8日、新潟液酸の代表取締役であるI氏から、前記経緯の報告を受け、Bx氏に対し、「今期に処理すると新潟液酸が赤字決算となるようで、来期の4月に処理したいそうです。今期は数字も厳しいので来期でも良いかとは思いますが、どうですか？」と情報共有等をしていることから、Hc氏においても本件の認識があったといえる。

ウ 会計上の問題・影響額

貯蔵品を廃棄した場合は除却損の処理を行うべきところ、これが放置されていたことが2022年3月期に発覚したにもかかわらず、2021年度の決算状況を良く見せようとする目的で、意図的に損失処理が先送りされたため、2,300千円の損失が過少計上されたのであるから、不適切な会計処理に該当する。

（6）しなの液酸に係る定期修繕費資産計上の件

ア 事案の概要

前記（2）・ア・（ア）のとおり、当社グループにおいては、ある修繕費を費用計上するか資本的支出として資産計上するかについては、支出部門ごとに判断が行われており、重定修を含む一部の修繕費について、資本的支出として固定資産に計上される場合がある。

当社の■■■■

■■■■ Eeq氏（以下「Eeq氏」という。）は、2022年度の利益改善を図るため、意図的に、しなの液酸株式会社における①■■■■に係る2,460千円、②■■■■交換に係る1,210千円について、本来的には資本的支出として資産計上し得る性質の支出ではないにもかかわらず、資本的支出として資産計上し、費用計上を先送りにした。

イ 経緯・原因

2022年1月14日、Eeq氏は、産業カンパニーの管轄する子会社であるエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社（以下「AWガスプロダクツ」という。）の担当者に対し、電力代上昇の影響により、2022年度の利益が厳しくなることが見込まれることから、同年度の費用を圧縮し、利益改善を図る目的で、AWガスプロダクツが定期修繕を実施する液酸会社の定期修繕費を削減することの検討を依頼した。具体的には、液酸会社のうち、直近で定期修繕費の金額が大幅に増加していた会社[※]を対象に、各社5,000千円程度の定期修繕費削減を目標として、定期修繕の一部項目を次年度以降に延期するか、又は、一部項目を資本的支出として資産計上することの可否を検討させた。

[※] 具体的には、亀山液酸株式会社、讃岐液酸株式会社、福山液酸株式会社、熊本液酸株式会社、しなの液酸株式会社である。

これを受けて、AW ガスプロダクツの担当者は、Eq 氏に対し、しなの液酸株式会社における①に係る 2,460 千円、②に係る 1,210 千円及び③酸素濃度計交換に係る 450 千円（合計 4,120 千円）を資本的支出として資産計上することを提案した³⁷³⁸。Eq 氏は、かかる提案について、Bx 氏に報告したうえで、しなの液酸株式会社に係る定期修繕費のうち、前記 3 項目に係る金額について資本的支出として資産計上した。

なお、当委員会は Eq 氏に対し、2026 年 1 月 16 日にヒアリングへの協力を依頼したが、であることを理由に、同氏に対するヒアリングを実施することができなかったため、Eq 氏がなぜ 2022 年度の費用圧縮のため、AW ガスプロダクツの担当者に対して前記指示を行ったのかの動機（背景として業務プレッシャーがあったのか等）については明らかにならなかった。

ウ 会計上の問題・影響額

前記 3 項目（①～③）に係る各稟議書によれば、③については、整備中の機械の代替品購入であるため、資本的支出として資産計上を行うことに問題はないと考えられる。他方で、①及び②については、いずれも経年劣化による突発停止等のトラブル防止を目的とする装置の整備・交換であるとのことであるから、資産の価値・性能の向上、使用可能期間の延長等に該当せず、本来的には資本的支出として資産計上し得る性質の支出ではないと考えられるため、Eq 氏は、①及び②の金額を修繕費として費用計上すべきであった。

それにもかかわらず、Eq 氏が、2022 年度の費用を圧縮する目的で、意図的に①及び②の金額について資本的支出として資産計上を行い、費用計上を先送りしたことは、不適切な会計処理に該当する。

かかる不適切な会計処理により、当社は 3,670 千円費用計上を先送りしたこととなる。

（7）小倉オンサイト工場の減損損失処理回避の件

ア 事案の概要

当社の顧客である Bf 社（以下「Bf 社」という。に設置されていた当社資産である工場の設備を撤退する必要が出た。

そのため、年 月から 月にかけて、産業カンパニー内において、Bf 社に設置された 円の建物設備等及び 円の貯蔵品について、年度下期（年 月期）における損失処理の要否が検討された。

当時、当社の経理部に所属していた Ea 氏は、過去の経験から、減損判定における減損損失認識額が 20,000 千円未満である場合には、監査法人より減損損失処理を行うよう指摘を受けないという認識であった。そのうえで、Ea 氏及び Ak 氏は、減損損失処理を行うことを回避するため、減損判定における減損損失認識額が 円として、 円未

³⁷ 熊本液酸株式会社に係る定期修繕費のうち、を資産計上することも提案されたが、設備診断の結果を踏まえ、結果として、当該は 2022 年度に実施されず、固定資産台帳上も」が計上されていない（資産計上は行われていない）ことが確認された。

³⁸ 讃岐液酸株式会社及び福山液酸株式会社に係る定期修繕費については、一部項目を次年度に先送りし、亀山液酸株式会社に係る定期修繕費については、既に最低限の修繕項目となっており削減不可との検討結果であった。

満となるよう減損損失認識額の計算根拠となる数値を調整し、年度下期において、工場の設備に関し、減損損失処理を回避した。

イ 経緯・原因

(ア) 工場の設備撤退に関する減損損失処理の検討

Bf社の高炉が年 月より順次設備を休止することに伴い、に設置されていた当社資産である工場の設備を撤退することとなり、当社経理部に属していたEa氏からAk氏に対し、減損損失処理の要否に関する検討が必要である旨の指摘がなされた。この指摘を踏まえ、年 月から 月にかけて、Ea氏、Ak氏、産業カンパニーが管理するオンサイト工場の経理担当者によって、当該設備に係る減損損失処理の要否が検討された。

(イ) 減損損失処理回避の手法

回収可能価額が固定資産簿価よりも小さい場合には原則的には減損損失処理が必要であるところ、Ea氏は、過去の経験から、減損判定がなされたとしても、減損損失認識額が20,000千円未満である場合には、監査法人より減損損失処理を行うよう指摘を受けないという認識であった。

そして、産業カンパニーにおいて、回収可能価額は後記の計算式により、算定していた。

$$\text{回収可能価額} = \text{割引後 CF}^{\text{※}} - \text{撤去費用} + \text{Bf社設備買取価額} + \text{その他}$$

Ea氏及び/又はAk氏は、産業カンパニー内における業績達成に対するプレッシャーを背景に、それぞれ後記の方法で、回収可能価額の見積額をあるべき見積額よりも高く算定し、それによって、後記表のとおり、減損損失認識額を 円として、20,000千円未満となるよう減損判定の結果を調整し、減損損失処理を回避した。

(単位：千円)

割引後 CF (①)	
撤去費用 (②)	
Bf社買取 (③)	
その他 (④)	
回収可能価額 (⑤) (①-②+③+④)	
固定資産簿価 (⑥)	
減損損失認識額 (⑥-⑤)	

a 割引後 CF の調整

以下の調整を行うことで、割引後 CF の金額が 円になるように調整した。

※ 割引後 CF は、資産の残存耐用年数にわたって継続使用することによる収入や、必然的に生じる支出等から見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いた見積額を指し、当社においては予算計画における営業利益から減価償却費や本社費配賦額を考慮して算定される。

① 工場における将来 CF の算定基礎とした 年度予算計画について、社内承認を得た予算（営業利益は 円であった。）が存在するにもかかわらず、特段の根拠なく、承認された営業利益の金額ではなく、 円の営業利益が見込まれるとして、割引前 CF の額の金額を 円過大に調整した。

② 営業利益が 円とされた 年度予算計画では、設備修繕費及び減価償却費について、それぞれ 円及び 円とされていた。それにもかかわらず、それぞれ後記表のとおり、設備修繕費については 円分の減額記載を行い、減損償却費については 円分の増額記載を行った。それによって、割引前 CF の金額を 円過大に調整した。

（単位：千円）

	設備修繕費	減価償却費
修正前		
修正後		
差額		

③これらの調整により、社内承認された予算計画を算定基礎とした割引後 CF に比べ、 円過大に回収可能価額を見積った。

b 撤去費用の調整

撤去費用について、見積書においては 円との記載があったにもかかわらず、 円と見込まれるとして、 円過大に回収可能価額を見積もった。

c Bf 社買取価格の調整

Bf 社 には、 設備の他、 設備及びその他の設備が設置されていた。2020 年 2 月頃、当社と Bf 社との間では、Bf 社 に設置された固定資産のうち、 設備・建屋については、1 資産当たり 1 円で売却するという合意のもと⁴⁰、「議事録 後の AW 関連設備の取り扱いについて」と題する議事録が作成され、Bf 社担当者と当社担当者の押印がなされていた。それにもかかわらず、特段の根拠なく、あえて議事録の内容とは異なり、 設備・建屋の売却価格は 1 円ではなく帳簿価額 円と見込まれるとして、Bf 社買取価格について実際に見積もるべき金額よりも 円過大に回収可能価額を見積もった。

また、監査法人に提出された議事録⁴¹においては、 設備・建屋について、1 資産当たり 1 円で売却する旨の記載部分が削除されていた。

（ウ）減損損失処理回避について

前記の結果、 年 月期末において、 工場の回収可能価額は 円過大に算定され、減損損失処理がなされなかった。

⁴⁰ 設備及びその他の設備については、Bf 社が買い取る部分の残存簿価での買取とされていた。

⁴¹ 監査法人に提出された議事録は、減損損失処理の要否検討に関する Excel ファイルに画像添付の形で共有されていた。

ウ 会計上の問題・影響額

工場では、撤退に伴い稼働停止が予定されていたことから、当該工場の保有する固定資産の収益性の低下の蓋然性が高まっていたと考えられるため、合理的に回収可能価額を見積もったうえで、簿価と回収可能価額の差額を減損損失として計上すべきであった⁴⁴。

しかしながら、前記の調整によって 年 月期末における回収可能価額を 円過大に算定することで減損損失の計上を回避し、実際に設備の稼働を停止した 年 月期に損失計上を先送りしたことは、不適切な会計処理に該当する。かかる不適切な会計処理により、前記の固定資産簿価を前提として、遅くとも 年 月期末において、前記の調整がなされなければ 円の減損損失を計上すべきところ、損失計上がなされていない。

(8) エアガス部における定期修繕費資産計上を目的とする見積書再作成の指示の件

ア 事案の概要

前記(2)・ア・(ア)のとおり、当社グループにおいては、ある修繕費を費用計上するか資本的支出として資産計上するかについては、支出部門ごとに判断が行われており、重定修を含む一部の修繕費について、資本的支出として固定資産に計上される場合がある。

2021年11月下旬、

Ip氏(以下「Ip氏」という。)は、2021年度の費用の圧縮を目的として、

Ak氏に相談のうえ、をして、定期修繕を実施する AWE に指示を行わせ、定期修繕費の見積書の項目を資本的支出にできるよう請求項目の記載を操作し、2021年度の 工場の設備に係る定期修繕費のうち、本来的には定期修繕費として費用計上すべき項目を資本的支出として資産計上させることで、費用計上を先送りにした。

イ 経緯・原因

(ア) Ip氏の に対する指示

当社の 工場は、 である 装置(以下「 」という。)を備えた産業ガスプラントであるところ、当社は、その定期修繕を当社グループであり のメーカーである AWE に委託している。

2021年11月頃、Ip氏は、費用の圧縮を目的として Ak氏に対し、定期修繕費を資本的支出として資産計上できないかを相談したところ、「定期修繕費のうち、昨年度と同様の項目に係る費用については、連続性の観点から今年度以降も資産計上することは難しいものの、『昨年度には実施されず、今年度は実施される項目』に係る費用については、他の定期修繕費と分けて見積書を作成することで、資産計上し得る」旨の回答を得た。

そこで、Ip氏は、 工場の に係る 2020年度の定期修繕費の見積書と、2021年度の定期修繕費に係る 2021年6月7日付け見積書を比較したうえで、

⁴⁴ 貯蔵品についても評価を検討すべきであった点は、固定資産と同様である。

■に対し、以下の操作を行った見積書を再度取得するように指示した。

- ① 2021年6月7日付け見積書のうち、Ip氏が選定した4項目の名目をいずれも「更新」に変更する。
 ② 「■」の現場作業費6,500千円のうち、5,000千円を前記①の4項目に按分して加算する。
 ①及び②の内容は、具体的には以下のとおりである。

(単位：千円)

変更前			変更後		
	項目	金額		項目	金額
①	■■■■■	668		■■■■■	905
	■■■■■■■■■	6,909		■■■■■■■■■	9,360
	■■■■■	5,600		■■■■■	7,586
	■■■■■	920		■■■■■	1,246
②	■■■■■■■■■	5,000			
合計		19,097		合計	19,097

③ 前記4項目のみを作業内容とする「AWI ■ 工場 2021 年度更新工事」という件名の見積書を作成する。

④ ■ ■ ■ ■ ■ の項目から、①及び②を除いた「AWI ■ 工場 ■ 2021 年度 1 年定期点検」という件名の見積書を作成する。

なお、■ ■ ■ ■ ■ 当委員会において Ip 氏のヒアリングを実行できていないため、Ip 氏がなぜ費用の圧縮のために前記のような指示を行ったのかの動機（背景として業務プレッシャーがあったのか等）については明らかにならなかった。

(イ) 当社における定期修繕費の資産計上

Ip 氏による前記指示を受け、■ ■ ■ ■ ■ は、AWE の担当者に対し、Ip 氏の指示通りの内容で前記③及び④の2通の見積書を作成するよう依頼した。その後、当社は、最終的に「エア・ウォーター株式会社 ■ ■ ■ ■ ■ 2021 年度更新工事」と題する 18,418 千円の見積書を取得し、同金額を資本的支出として資産計上するに至った。

ウ 会計上の問題・影響額

前記①②に係る項目の具体的な作業内容は、■ ■ ■ ■ ■ 等であり、■ ■ ■ ■ ■ 工場の ■ ■ ■ ■ ■ を正常に維持・稼働させるために必要な整備修繕費であると考えられ、本来的には修繕費として費用計上すべき性質の支出であると考えられる。この点、Ip 氏において、次年度の定期修繕では前記項目も含めて「整備」として、通常通り費用計上することを指示しており、継続性のない処理を意図したことが明らかであることから、前記項目に係る支出が本来的には費用計上すべき性質のものであることが裏付けられる。

にもかかわらず、Ip氏は、[]をして、2021年度の費用を圧縮する目的で、意図的に当該定期修繕費に係る見積書について、名目を操作したうえで再度作成させ、一部項目に係る金額について資本的支出として資産計上を行い、費用計上を先送りした点で、不適切な会計処理に該当する。

かかる不適切な会計処理により、当社は18,418千円費用計上を先送りしたこととなる。

(9) 本社ビルの売却に伴う一部資産の売却処理漏れの件

ア 事案の概要

当社は、2025年3月に本社ビルを売却し、これに伴って本社ビル関連の固定資産の売却処理を実施したところ、一部の資産について処理漏れが生じた。

イ 経緯・原因

当社は、2025年3月、大阪市中央区南船場二丁目に所在する本社ビルの土地建物を、Bu社に売却した。その際、当該土地建物とともに売却する対象となった固定資産については、2025年3月期末において売却処理を行うこととなった。

対象の固定資産は、複数の異なる部署がそれぞれ管理していたところ、このうち、広報グループが所管していた固定資産（本社エントランスの改修）の売却処理が漏れていたことが、2026年3月期に入ってから判明した。

この処理漏れについて、当社ガバナンス室から相談を受けた当社連結管理室の担当者は、対象の固定資産（2025年3月末時点での簿価は28百万円）について、2026年3月末までに簿価が1円となるように耐用年数・償却方法の変更を申請するよう提案し、実際にそのとおりの処理が行われた。

ウ 会計上の問題・影響額

本社ビルの土地建物の売却に伴い、2025年3月期末に売却処理すべきであった固定資産28百万円について、その処理が漏れていた結果、損失計上が先送りされている。ただし、当該会計処理は、固定資産を管理する各部署の認識不足、あるいは部署間の連携漏れによって生じたものであり、判明した時期からも、関係当事者に除却処理を意図的に先送りする意図があったことまでは認められなかった。

(10) 新日化AWにおける売上、売上原価の過大計上の件

ア 概要

新日化エア・ウォーター株式会社（以下「新日化AW」という。）は、当社とAe社（以下「Ae社」という。）の共同出資により、オンサイトプラントで生産するガス及び工業ガス製品を各製鉄所に安定供給すること等を目的として2004年10月に設立された合併会社であった（なお、同社は、2024年3月期で解散済みである。）。

新日化AWがAe社との間で行った取引については、本来、代理人取引として純額表示で売上高を計上すべきものがあったが、新日化AWは、これを本人取引であることを前提に総額表示で計上して処理した。

イ 経緯・原因

新日化AWとAe社との間の取引については、新日化AWが一旦Ae社からAe社の特定の工場で製造されるオンサイトガス及び工業ガス製品の全量を購入するものの、新日化AWが再度Ae社に対して売戻し（以下「Ae社売戻し取引」という。）を行ったうえで、Ae社が[]に販売を行う類型の取引が存在した。

Ae 社売戻し取引が、収益認識上、新日化 AW の本人取引ではなく、Ae 社のための代理人取引として判定される場合には、当該取引に係る売上高（仕入高）については総額表示ではなく、純額表示で計上を行う必要があるところ、新日化 AW は、Ae 社売戻し取引について総額表示で計上を行っていた。

■年■月頃、新日化 AW の当時の担当者は、Ae 社売戻し取引に係る■年■月期の売上の計上方法について、売上高（仕入高）を総額表示又は純額表示のいずれで計上すべきかを監査法人に相談した（なお、当時の新日化 AW 及び監査法人の担当者は■■■■で不在であるため、相談に至った経緯や相談内容の詳細は不明である。）。当該相談において、新日化 AW の担当者が監査法人に対して、Ae 社売戻し取引については売上高を総額表示としたい旨の意向を伝えたのに対し、監査法人からは、当該取引が今後縮小方針であるとの新日化 AW の説明を前提に、取引規模も踏まえて、当該年度において Ae 社売戻し取引の売上高を総額表示としたとしても、当社のグループポリシーにおける IFRS 閾値を踏まえて会社の意向を許容するとの考えが示された。

その後、新日化 AW と Ae 社との取引の規模は以下のとおり推移し、前記の監査法人に対する説明とは異なり、■年■月期以降も縮小しなかった。

（単位：百万円）

決算年月	売上高（総額）	仕入高	利益（純額）
■年3月	■■■	■■■	■■■
■年3月	■■■	■■■	■■■
■年3月	■■■	■■■	■■■
■年3月	■■■	■■■	■■■
■年3月	■■■	■■■	■■■

それにもかかわらず、新日化 AW においては、監査法人に対して Ae 社との取引がむしろ増加していることを報告しないまま、■年3月期まで、Ae 社売戻し取引の売上高（仕入高）を総額表示で計上し続けた。

なお、前記のとおり、新日化 AW の当時の担当者は■■■■であるため、なぜ売上規模が増加したにもかかわらず、監査法人への報告がなされなかったのかの経緯については明らかにならなかった。

ウ 会計上の問題・影響額

売上高を総額表示又は純額表示のいずれとして計上すべきかは、収益認識に関する会計基準の要件に従って判断し、在庫リスクの有無、価格設定における裁量権の有無、契約履行の主たる責任の有無等の事情を総合考慮した結果、当該取引がいわゆる代理人取引に該当する場合には、純額表示をしなければならない。

本件において、新日化 AW が認識しているとおり、新日化 AW は当該取引について在庫リスクは有していない。

また、利益率について、例えば■年■月期は、新日化 AW から Ae 社への販売に対する利益率が■■■であったのに対して、Ae 社以外への利益率は■■■と比べて著しく低く、Ae 社は販売先であると同時に仕入先であり、かつ、新日化 AW の出資者でもあるため、新日化 AW に価格決定の裁量権があったとはいえない。

さらに、新日化 AW の株主である当社と Ae 社の株主間協定書においては、Ae 社のオンサイトガス供給に不足が生じた場合には、新日化 AW は、「必要な協力を行う

ものとする」と定められており()、新日化AWには、契約上の履行義務を果たす一定の責任があるようにも思える。しかし、「必要な協力を行うものとする」という文言から明らかなように、当該義務は、あくまで補充的な位置付けに過ぎず、新日化AWが第一次的に履行責任を負っていたわけではないため、新日化AWが契約上の履行義務を果たす主要な責任を負っていたとは断定できない。加えて、オンサイトガス供給の予備的供給源であるバックアップ供給に関して、新日化AWは、2018年度以降の実施実績がない。

以上を総合考慮すると、当該取引は代理人取引と判断されるため、収益は純額表示されるべきであり、総額表示で売上高を計上することは不適切な会計処理に該当する。

加えて、監査法人は、今後の取引規模が縮小していくことを前提に総額表示を行う会計処理を許容していたのであるから、仮に、現実にも取引規模が縮小していたならば、当会計処理が継続されていた可能性はある。しかし、現実には取引規模は増加していたのであるから、新日化AWは、再度監査法人に報告し、純額表示に変更すべきであった。

本件では前記のように担当者が既に退職していることもあり、当委員会で担当者が不適切な会計を行った際の認識については説明することはできなかった。

当該不適切な会計処理による影響額は、 年3月期は 円、 年3月期は 円、 年3月期は 円、 年3月期は 円の売上及び売上原価の過大計上である。

(11) 寮の固定資産減損損失処理先送りの件

ア 事実の概要

当社人事部において管理していた 寮、 社宅第2棟、 社宅第3棟及び 寮、並びに各建物の底地及び 寮に隣接する関連土地（以下、総称して「 寮等」という。）に関して、 寮については2019年8月31日までに、 社宅第2棟については2023年3月31日までに、 社宅第3棟については2022年5月5日、 寮については2023年2月25日までに、それぞれ全ての入寮者が退寮済みであり、遊休資産となっていた。これらの退寮の背景には、 地域における寮又は社宅の需要の低下があり、 寮等は撤去され、遊休資産となることが予定されていた。また、 寮の関連土地については、遅くとも2019年3月期時点で、既に更地のまま放置されている状況であり、遊休資産となっていた。

遊休資産については、遊休資産に該当することとなった会計期中に減損損失を計上しなければならないが、 寮等については、遊休資産となった時期に適切に計上がなされず、2026年3月期にまとめて合計278,254千円の減損損失計上がなされる見込みであり、損失計上が先送りされている。

イ 経緯・原因

寮等は、当社の 地域における寮又は社宅として利用されてきた施設であったが、需要の低下により、2019年頃から順次閉鎖されることとなった。なお、関連土地については、遅くとも2019年3月期時点で、既に更地のまま放置されている状況であり、遊休資産となっていたため、遅くとも同時期には減損処理がなされるべきであった。

寮については、2019年8月31日までに全ての入寮者が退寮済みであったため、以降、遊休資産となっており、本来であれば、2020年3月期に減損処理しなければならなかったが、これがなされずに放置されていた。このことは、2022年1月

イ 経緯・原因

年 月 日、当社の において火災が発生し、同センターに設置されていた当社の資産である 機等 が損傷した。

同センターを所管するエネルギーソリューショングループは、火災保険の適用を申請中であり、保険金で出費（焼損簿価、撤去費用等）を賄う方針のもと、保険金額が確定したタイミングで保険金に係る収益と同センターに係る除却損を同時に認識させる形で問題ないかと同グループ企画管理部に相談したところ、同グループ企画管理部担当者は当社連結管理室にも確認したうえで、そのような理解で問題ない旨の回答を行った。

そこで、 は、保険金の入金と同時に火災損失処理を行うために、 等に係る 1 億 13 百万円の火災損失について火災発生時の 年 月 期には計上しなかった。加えて、当社は保険金額の確定にこれほど時間を要するものと考えていなかったことも火災損失処理が適時に行われなかった要因の一つである。

ウ 会計上の問題・影響額

会計上、災害・損害等によって生じた費用又は損失はいずれも発生時に認識すべきものであるから 等については火災発生時である 年 月 日の直後に火災損失処理を行うべきであった。既に発生済みの費用又は損失を繰り延べるにより計上される資産には、資産性が認められない。それにもかかわらず、本件では、 年 3 月期に 1 億 13 百万円の火災損失処理が行われていないことから、不適切な会計処理に該当する。

ただし、当該会計処理は、エネルギーソリューショングループ関係者と連結管理室が、保険金入金時期と併せて火災損失処理を行えば足りるとして会計上の適切な処理を誤解したことによって生じたものであり、関係当事者に火災損失処理を意図的に先送りする意図があったことまでは認められなかった。

（15）連結決算における九州工業ガスの二重計上の修正漏れの件

ア 事案の概要

当社は、2020 年 3 月期の連結財務諸表において、D&I グループ・インダストリアルガスユニットが管轄する九州工業ガス株式会社（以下「九州工業ガス」という。）が売上を 13,206 千円、二重計上していることを認識していたものの、連結財務諸表上の金額的重要性が乏しいことを理由に、当該二重計上を修正しなかった。

イ 経緯・原因

九州工業ガスの経理業務の委託を受けている会計事務所は、同社の 2020 年 3 月期（2019 年度）の期末決算の作業途中で、13,206 千円の売上が二重計上されていることに気づいた。そこで当該会計事務所が、当社経理部及び当社経営管理部にかかる二重計上の修正の要否を相談したところ、連結財務諸表上は金額的重要性が乏しいため修正を行う必要はない旨の回答がなされたため、かかる二重計上は、九州工業ガス単体の 2020 年 3 月期決算報告書上は修正されたものの、当社の連結財務諸表上は特段の修正が行われなかった。

なお、当委員会が前記の二重計上の経緯について確認するために実施したインダストリアルガスユニット・ビジネスディビジョン 等のヒアリングにおいて、ビジネス

ディビジョン■は当時の詳細な記憶はない旨の回答をしたため、二重計上に至る詳細は明らかにならなかった。

その後、当社は、前記会計処理が誤りであることを認識し、当該金額を修正するため2021年3月期第1四半期(2020年6月期)の連結財務諸表上、13,206千円の売上を消去する形で、当該二重計上を修正した。

ウ 会計上の問題・影響額

本来であれば、2020年3月期の期末連結決算において、13,206千円の売上を消去する形で、当該二重計上を修正するべきであった。

にもかかわらず、当社は、金額的な重要性からこれを行っていないため、売上高が当該金額分過大に計上されていることとなり、不適切な会計処理に該当する。

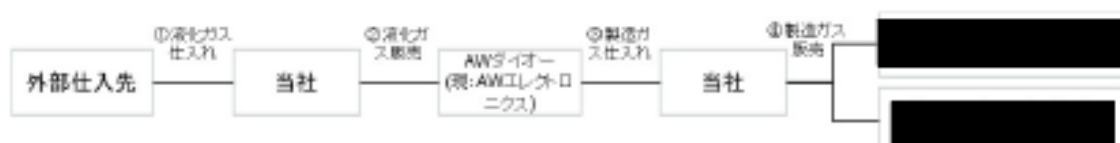
もっとも、翌事業年度である2021年3月期第1四半期連結決算において、同額分の売上を消去する形でかかる二重計上を修正していることを踏まえれば、当社において、2020年3月期の利益を過大に計上するため、意図的に当該二重計上の消去を行わなかったとまでは認められない。

(16) 当社のAWエレクトロニクスにおけるバルクガス販売商流に参加することによる売上の二重計上の件

ア 事実の概要

■年■月から現在まで継続している、当社から顧客であるAu社(以下「Au社」という。)及びBh社(以下「Bh社」という。)への■販売において、後記の図に記載のとおり、ひとつの商流の中に当社及びエア・ウォーター・ダイオー株式会社(2023年4月1日に吸収合併されエア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社となった。以下、エア・ウォーター・ダイオー株式会社を「AWダイオー」といい、エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社を「AWエレクトロニクス」という。)が含まれる二重商流が存在していた。(図の数字は、当社を基準とした記載である)。

本件における二重商流においては、前記の①～④の間の仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去され、連結財務諸表上、仕入高、売上高の二重計上は回避されているものの、②、③における当社個別財務諸表上の仕入高、売上高は二重計上されたままとなっている。



(なお、二重商流による不適切な会計処理は、AW東日本において、多く用いられており、二重商流の定義及び分類については、後記2・(3)にて詳述しているため、当該箇所を参照。)

イ 経緯・原因

当社は、液化ガスの生産拠点を一元で管理し、AWダイオー(AWエレクトロニクス)に販売を行っていた。AWダイオー(AWエレクトロニクス)はガスセンターを持っており、そこで液化ガスの受入れを行い、顧客が使用する形状に再ガス化を行っている。

AW ダイオーが、Au 社及び Bh 社と取引を開始したのは 年 月頃であるが、当時 Au 社及び Bh 社の親会社であった Bi 社（以下「Bi 社」という。）より、対外的に信用性の高い当社を商流に参加させる形で取引を行いたい旨の依頼を受けた。そこで、当社は、Bi 社の要請を踏まえ、AW ダイオー（AW エレクトロニクス）及び Au 社・Bh 社間の取引に、製造ガスの販売窓口として、参加することになった。

その結果、前記図のとおり、当社個別財務諸表上の仕入高、売上高は二重計上されたままとなったが、AW ダイオー（AW エレクトロニクス）の仕入・売上処理の実務担当者は、当社及び AW ダイオー（AW エレクトロニクス）のそれぞれが役割を持って取引に関与しているため、特段問題がないと考えていた。

また、当社の会計処理を行う連結管理室においては本件二重商流の存在を認識していなかったため、二重計上の取消の必要性を認識できていなかった。

ウ 会計上の問題・影響額

当社の個別財務諸表上、売上高が、総額で二重計上となったまま消去されていない部分については、『収益認識に関する会計基準の適用指針』（企業会計基準適用指針第 30 号）第 104 項「有償支給取引」の趣旨に則り、売上高の二重計上部分の消去処理が必要であったと考えられる。

本来であれば、AW ダイオーの実務担当者から連結管理室に対して新たな商流が生じたことについて相談したうえで、連結管理室により、当該二重計上に関して当社から AW ダイオー（AW エレクトロニクス）に対する売上高の取消処理を実施すべきであったが、取消処理が未実施であったので、不適切な会計処理に該当するが、当社個別財務諸表上の仕入高、売上高の数字を増加させることを目的に行われた意図的なものとは認められない。

当社の個別財務諸表上、売上高が二重計上になっていると考えられる金額は、2020 年 3 月期～2025 年 3 月期、及び 2025 年 9 月中間期までの合計で 10 億 61 百万円であり、これらについて取消処理は実施されていなかった。なお、連結上はグループ間取引として当該二重計上の部分を含めて消去されており、連結財務諸表への影響はない。

当該「二重商流」による売上高の二重計上

（単位：百万円）

決算年月	年度・半期	対象売上金額
2020 年 3 月	年度計	118
2021 年 3 月	年度計	136
2022 年 3 月	年度計	145
2023 年 3 月	年度計	138
2024 年 3 月	年度計	208
2025 年 3 月	年度計	209
2025 年 9 月	半期計	104
合計		1,061

2 AW 専日本

AW 東日本は、当社グループの地域事業会社として 2020 年 10 月 1 日に、関東 AW、東北エア・ウォーター株式会社、甲信越エア・ウォーター株式会社（以下「甲信越 AW」という。）、中部エア・ウォーター株式会社の地域事業会社 4 社が統合して設立された会社である。

AW 東日本の主な事業内容は、東北・関東・中部エリアにおける産業ガス等の販売であり、2025 年 3 月期の売上高は 902 億 58 百万円、営業利益は 80 億 20 百万円である。

(1) SPD 事業における棚卸資産の評価減の未実施

ア 事実の概要

AW 東日本は、医療機関における医療材料・医薬品等の物品物流管理事業（Supply Processing & Distribution 事業。以下「SPD 事業」という。）を行っており、受託先の医療機関内に自社の従業員を常駐させ、医療機関から医療向け消耗品（消毒液、ガーゼ、マスク、手袋等）の供給の要望を受けた場合、院内において自社在庫として保管する当該消耗品を医療機関内の指定の場所まで届けている。当該 SPD 事業に関して、内部統制監査により、Av 社■■■■■ Bp 社■■■■■ ■■■■ B 社■■■■■ の 3 病院において、本来評価減を実施すべき棚卸資産が発生しているにもかかわらず、受託開始当時から内部監査時点までの期間、評価減が実施されていないことが明らかとなった。

イ 経緯・原因

SPD 事業を受託する際は、医療機関の一角に事務所となるスペースを提供してもらい、自社在庫のうち棚卸資産になるものは、XXXXXXXXXXにそれぞれ存在するセンター⁴⁴から病院に払い出し、病院内で保管する仕組みになっている。また、各消耗品については、在庫数を自社のシステム上で管理し、月末に売上を計上している。

SPD事業は、AW東日本の業務プロセス統制の監査対象となっているところ、2025年9月に〇〇院外SPDセンターを対象に内部統制監査が実施された。当該監査の中で、監査法人より、SPD事業を行っている他の拠点を含めて各種証拠の提出依頼があり、当社の内部監査室が各拠点に対して証拠の提出を求めたところ、Av社〇〇〇〇について、担当者より、従来から棚卸資産の評価減を実施しておらず、前任の担当者からも評価減の実施について引継ぎを受けていないとして、証拠が提出されなかった。これを受けて、他の拠点における棚卸資産の評価減の実施状況の確認が行われたところ、Bp社〇〇〇〇 B社〇〇〇〇において、本来評価減を実施すべき棚卸資産が発生しているにもかかわらず、受託当時から内部監査時点まで評価減が実施されていないことが明らかとなった。なお、AW東日本は、内部監査室による前記指摘を踏まえ、2025年9月末にて棚卸資産の評価減を実施した。

棚卸資産の評価減が未実施となっていた要因としては、棚卸資産残高のある部署に対して管理部門が評価減の実施の要否を確認すべきであったにもかかわらずこれを実施していなかったことがあげられるとともに、受託医療機関内に常駐する各担当者間において、棚卸資産の評価減に関する前任者からの引継ぎがなされておらず、各担当者に評価減の実施が必要であるとの認識が欠けており、管理部門にも評価減の実施の要否等を報告していなかったことがあげられる。そのため、あくまで業務プロセス上

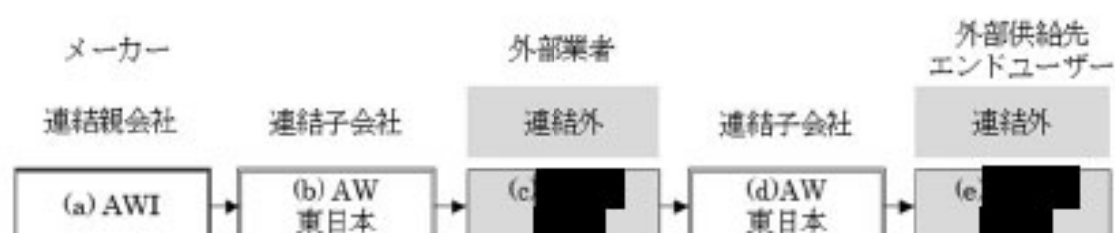
44. 〇〇〇〇 院外 SPD センター及び 〇〇〇〇 院外 SPD センターを指す。

先からの買戻しが発生しているものの、1回目の売上高と2回目の仕入高が取り消されることなく、結果的に仕入高と売上高が二重に計上されたままとなっているというものである。

「二重商流」は、いくつかの類型に分類することができるが、メーカーを(a)、エンドユーザーを(e)(f)(g)として、(a)から(e)(f)(g)に至る一つの商流について、(b)ないし(d)の商流に当社グループ会社がどのように介在するかにより、以下の4類型が検出されている。

① 当社連結会社と当社連結会社との間に連結対象外の会社が挟まれるもの（タイプA）

例えば、■■■■地区における Af 社向けの液化窒素（LN）の商流がこれに該当し、商流を図示すると以下のとおりである。



ここで、(b)AW 東日本による仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去されないため、連結財務諸表上、仕入高、売上高は二重計上されたままとなる。

また、(b)(d)AW 東日本個別財務諸表上の仕入高、売上高も二重計上されたままとなる。

② 当社連結会社と当社連結会社の間に、連結対象会社が挟まれるもの（タイプB）

例えば、■■■■地区における Ab 社向けのヘリウムガス（He）の商流がこれに該当し、商流を図示すると以下のとおりである。



ここで、(a)～(d)の間の仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去され、連結財務諸表上、仕入高、売上高の二重計上は回避されている。

一方、(b)(d)AW 東日本個別財務諸表上の仕入高、売上高は二重計上されたままとなる。

③ 当社連結会社と当社連結会社の間に、連結外会社が挟まれるもの（タイプCa）

例えば、As 社向け二酸化炭素（CO2）の商流がこれに該当し、商流を図示すると以下のとおりである。



ここで、(b)～(d)の間の仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去されないため連結財務諸表上、仕入高、売上高の二重計上されたままとなる。

④ 当社連結会社のみからなるもの（タイプ Cb）

例えば、T社向け液化酸素（LO）の商流がこれに該当し、商流を図示すると以下のとおりである。



ここで、(a)～(d)の間の仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去され、連結財務諸表上、仕入高、売上高の二重計上は回避されている。

イ 経緯・原因

（ア）地域会社の統合による二重商流の発生

AW 東日本の管轄する東北地区、関東地区、甲信越地区、中部地区においては、過去、複数のグループ会社が商流に入っている取引が存在した。例えば、統合・合併前の[]においては、元々、その傘下に[]、[]等の別々の地域会社が存在し、それぞれが各商流の中に別々の独立会社として入っていた。その後、地域会社が統合・合併を繰り返して[]となり、最終的に地域統括会社である AW 東日本に統合・集約されたため、タイプ A のような同一会社（AW 東日本）による「二重商流」（結果的に仕入高、売上高の 2 回計上）の状態が残るに至った。さらに、当社連結会社間に連結外の外部会社が入ることにより、個別連結会社の売上高が二重に計上されたまま連結消去されていなかったため、結果的に連結売上高が二重計上されたまま残るといふ事象が識別されることになった。

（イ）二重商流解消の取組みと一部取引が残存している現状

AW 東日本は、前記の「二重商流」の中に連結外の外部業者が複数含まれているような場合で、当該商流における役割が不明確な外部業者が存在する場合につき、過去の税務調査において、当該外部業者に対する支払額（支払手数料相当部分）が「眠り口銭」（実質的な役務等の提供がなく従来からの商慣習・取り決めにより支払われている手数料）として、税務上の経費として損金算入が認められない交際費扱いの課税認定を受けていた。そのため、AW 東日本内では、2021 年頃より、「眠り口銭」の交際費課税を回避するため、役割が不明確な外部業者が含まれる「二重商流」を整理、解消すべく、全社的な取り組みが実施されたとのことである。かかる取組みを経て、

「二重商流」の一部については整理、解消が進んだが、過去からの外部業者との関係を完全に整理、解消することができない取引が現在も残されているとのことである。そして、現時点（2026年1月）で、産業部門で21商流、医療部門で3商流において、連結会社を複数含む「二重商流」が解消されずに残っているとのことである。

ウ 会計上の問題・影響額

（ア）会計上の問題

前記の取組みにおいて「二重商流」が解消されなかった理由として、過去からの取引関係上、特定の外部業者を商流の中での役割が不明確として完全に商流から外すことができていないまま現在に至っているという事情が存在する。これらは、必ずしも当社の連結売上高目標達成や、AW東日本単体の売上高目標達成のための不適切な操作を意図したものではないと考えられるため、直ちに不正と認定されるものではない。なお、「二重商流」と同様又は類似の商流となっている取引で、前記の経緯とは異なり、売上の嵩上げ等を目的としたものについては不正と認定されるべきものである。本（3）における評価の対象外である。

一方、当社の連結財務諸表上、及びAW東日本の個別財務諸表上、仕入高及び売上高が、総額で二重計上となったまま消去されていない部分については、『連結財務諸表に関する会計基準』第35項「連結相互間の取引高の相殺消去」、同注解12「会社相互間取引が連結会社以外の企業を通じて行われている場合であっても、その取引が実質的に連結会社間の取引であることが明確であるときは、この取引を連結会社間の取引とみなして処理する。」及び『収益認識に関する会計基準の適用指針』（企業会計基準適用指針第30号）第104項「有償支給取引」の趣旨に則り、仕入高及び売上高の二重計上部分の消去処理が必要であったと考えられる。

これらの会計上の問題が生じた原因は、内部統制の整備、運用の不備によるものが大きいと考えられる。すなわち、AW東日本では、営業部門が把握している二重商流関係を管理部門、経理部門に対して網羅的に報告できていない状況にあるため、連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するために必要な情報を網羅的に整理、集約する仕組みが整備、運用できていなかったことが考えられる。

（イ）影響額

当社の連結財務諸表上、売上高が二重計上になっていると考えられる金額は、2020年3月期～2025年3月期、及び2025年9月中間期までの合計で14億06百万円（産業部門13億61百万円、医療部門45百万円）であり、これらについて連結取引高消去による取消は実施されていなかった。

内訳は以下のとおりである。

とのやり取りがされていた。

当該商流について、環境技術センターが装置の導入を検討しており、Q社が当該装置の取扱い窓口となっていたところ、関東AWとしても商流に介入できないかを検討し、結果的に商流に介入している。商流に介入した理由は、関東AWにおいて売上を計上するためであったが、関東AWは在庫責任を負わず、あくまで代理人としての立場で関与していた。また、当該取引については、年当時、関東AWの担当者間で、グロス取引又はネット取引のいずれとするかについての議論はなく、当該取引に関する稟議書は作成され、経理部門も内容を確認していたものの、会計上の処理について経理部門との議論等はなされていなかった。

なお、前記取引の担当者が送信したメールには、前記取引に関して「」との記載があった。この点、「ムチャ積み」とは、実績と比較して予算が高く設定されていることを意味する表現であり、また、「補填」とは、厳しい予算に対して、当初予算に織り込んでいなかった前記商流における装置の販売売上が寄与できるとの趣旨であり、グループ間取引における売上消去を考慮せずに売上や利益を計上することを示すものではないことが確認できた。

ウ 未了事項

前記の処理が行われた会計上の詳細及びその影響において調査上の未了事項がある。

(5) 当社産業カンパニー（現インダストリアルガスユニット）及び当社エレクトロニクス事業部（現デジタルユニット）の商流に参加することによる売上の二重計上 ア 事実の概要

継続している、顧客向けローリー販売において、従前は当社産業カンパニー（現インダストリアルガスユニット）から当社のエレクトロニクス事業部（現デジタルユニット）を経由して顧客であるK社へという商流であったが、Eo氏からの依頼により、商流が変更され、当社の産業カンパニーと当社のエレクトロニクス事業部との取引の間に、AW東日本が参加することになった。

その結果、後記の図に記載のとおり、ひとつの商流の中に当社及びAW東日本が含まれる二重商流が存在していた。（図の数字は、当社を基準とした記載である）。

本件における二重商流においては、前記の①～④の間の仕入高、売上高の二重計上は、連結修正仕訳で消去され、連結財務諸表上、仕入高、売上高の二重計上は回避されているものの、②、③における当社個別財務諸表上の仕入高、売上高は二重計上されたままとなっている。



イ 経緯・原因

K社との取引が開始したのは年頃であるが、商流を変更する以前から、ローリーの配送出荷手配及び管理は各地域の営業拠点が担当していたため、K社を顧客と

するローリー販売において、AW 東日本はローリーの配送出荷手配や保全といった業務を担当しており、ローリー販売における商流に全く関与していないわけではなかった。当初は、ローリー販売の供給量が多くはなかったため、当社のエレクトロニクス事業部と AW 東日本の間では、ローリーの配送出荷手配に関する業務委託契約を締結していた。

その後、2021 年頃から K 社を顧客とするローリー販売の供給量が増加し、AW 東日本の業務負担が大きくなったため、グループ会社間の業務責任を明確にする目的で、AW 東日本を商流に参加させる形で商流を変更するよう依頼を受け、当社の産業カンパニーと当社のエレクトロニクス事業部との取引の間に、AW 東日本が参加することになった。

ウ 会計上の問題・影響額

当社の個別財務諸表上、売上高が、総額で二重計上となったまま消去されていない部分については、『収益認識に関する会計基準の適用指針』（企業会計基準適用指針第 30 号）第 104 項「有償支給取引」の趣旨に則り、売上高の二重計上部分の消去処理が必要であったと考えられる。

本来であれば、当該商流変更が実施される際に、当社連結管理室が商流変更に伴う影響を十分に検討し、消去処理を実施するべきであったが、網羅的に報告されておらず、不適切な会計処理の発生につながっており、内部統制上の整備、運用の不備によるところが大きいと考えられる。

当社の個別財務諸表上、売上高が二重計上になっていると考えられる金額は、2022 年 3 月期～2025 年 3 月期、及び 2025 年 9 月中間期までの合計で 11 億 03 百万円であり、これらについて取消処理は実施されていなかった。なお、連結上はグループ間取引として当該二重計上の部分を含めて消去されており、連結財務諸表への影響はない。

また、AW 東日本はローリーの配送出荷手配や保全といった業務を担当しているのみであり、かつ、商流全体における利益のごくわずかしに享受していないため、売上高は純額表示されるべきであるが、総額表示されていることとなる。

（6）AW クライオプラントの商流に参加することによる売上の二重計上

ア 事案の概要

当時の当社グループ会社であるエア・ウォーター・クライオプラント株式会社（現：AW エンジニアリング。以下「AW クライオプラント」という。）が、グループ外企業である X 社（以下「X 社」という。）に発注した電気工事に係る材料取引について、AW 東日本が介在する形で商流を変更し、売上を二重計上した。

イ 経緯・原因

■■■■■頃、AW クライオプラントは、当社より受注していた■■■■■プラント工事につき、X 社に対し、特高、高圧盤、計装品に係る電気工事（部材費用を含む。）■■■■■円で発注予定であった。

しかし、当時 AW 東日本の社長であった Eo 氏は、AW クライオプラントの Hb 氏（以下「Hb 氏」という。）に対し、AW 東日本の売上増加を目的として、当該取引の商流に AW 東日本を介在させるよう依頼され、これに応じることとなった。その結果、AW クライオプラントと X 社との取引のうち、工事に必要な部材の調達に係る取引についてのみ、AW 東日本を介在させる取引形態が採用された。

具体的には、AW クライオプラントは、AW 東日本に対し、特高、高压盤、計装品の部材調達を[]円で発注し、他方、工事（施工）については、X 社に対し[]円で直接発注する形に変更された。なお、当初の X 社への発注予定額（[]円）に対し、変更後の発注総額が[]円となっているのは、関係者の説明によれば、AW 東日本を商流に介在させる以上、AW 東日本に利益が一切発生しない形態は外形上不自然であるとして、管理費名目で[]円を加算したためである。

白 会計上の問題、影響額

3 AW 西日本

ウ 会計上の問題・影響額

(ア) 会計上の問題・影響

■年■月期において使用見込みがないため除却の申請を行った■、■、■円について、減損損失計上が先送りされている。

(イ) 意図の有無

当社の資産をAW西日本に移管したうえで除却をするという計画については、結局Hy氏の指示によりとん挫しており、この点に関する不正行為は結果として発生していない。

他方で、■年■月期において、減損を実施しなかった理由については、Bx氏によれば、計画を実施しないことが決定したのが期末の時期であり、とりあえず先送りにせざるを得ないと考えており、特段の意図はなかったとのことであるから、■年■月期において当社において■の減損の不実施については、意図的なものであったとまでは認められない。

本事象が発生した原因としては、前期の営業利益について、その達成に、イレギュラーな案件の売上が寄与するところが大きかったとしても、翌期における目標設定に当たってはそれが考慮されないまま、実現性に乏しい利益目標が設定されており、現場において、目標の達成をしつつも、当該目標を大幅に超えないインセンティブが生じている状況であったことが考えられる。

(2) 部門間における販管費等の付替

ア 事案の概要

2020年10月9日、当時の九州AWにおいて、本来計上すべき部門とは異なる部門に販売費及び一般管理費を付け替える会計処理（以下「本件各付替処理」という。）が行われた事案である。これらの処理は、当時、九州AWの■、■、■Hp氏、■、■Db氏（以下「Db氏」という。）、■、■Gm氏らが協議のうえ、当時の社長であったEz氏（常務執行役員 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット ■以下「Ez氏」という。）の承認又は認識のもとで実行されたものである。

本件各付替処理は、会計システム上で正式な仕訳として計上されており、連結決算上のセグメント情報の正確性を損なう不適切な会計処理に該当する。

イ 経緯・原因

(ア) 部門予算達成へのプレッシャーと組織風土

当時、当社からは当社グループ会社に対して売上・利益目標の達成が強く求められていた。特に産業部門においては、当時の責任者からの叱責が激しく、計画数値自体も極めて高い目標が設定されていたことから、達成に向けた強いプレッシャーが存在していた。

一方で、当時の九州AW内において、エネルギー部は規模が小さく、実態としては産業事業部のメンバーが兼務する形であり、両部は一体であると捉えられていた。そのため、事業部間での対立構造はなく、むしろ予算未達による叱責を回避するために、利益が出ている事業部と苦戦している事業部の間で数値を平準化し、全体として見映えを良くしようとする動機が生じていた。

(イ) 2020年9月度決算における具体的な調整の経緯

2020年10月9日、Db氏はEz氏に対し、メールにて2020年9月実績の速報値を報告した。その際、Db氏は、産業部門の利益を捻出するためにエネルギー部へ費用を付け替える趣旨で、「**前回の見込みで産業→エネへの費用振替3,845千円の処理を本日入れます**」、「**現状エネが+4,894千円出ていますので4,800千円振替させて頂き最終見込み（中略）にしたいと思います**」とのメールを送付した。

また、同メールにおいてDb氏は、賞与の最終支払予想額を算出した結果、既に見積り計上していた賞与引当金の額よりも5,186千円少なくて済むことが判明し、当該過剰計上額（余剰分）を利益として取り崩せる状態にあったことから「**この金額をどの事業で処理するかご指示をお願いします**」とEz氏に仰いだ。これに対しEz氏は「**賞与引当の金額修正はしないのですか？**」と返信している。その後、同日、Db氏はEz氏に対し、「**今、Hp氏、Gm氏と打合せし本日5,186千円を医療で投入したいと思います**」と報告し、これにより医療セグメントの赤字幅が縮小する着地見込みを提示した。

（ウ）会計仕訳の実行と認識の齟齬

前記メールでのやり取りに基づき、2020年10月9日付け（計上日は同年9月30日）で、2020年9月度の月次決算見込みの集計段階において、九州AWの産業事業部からエネルギー部へ、4,800千円の費用振替が行われた。具体的には、借方に「他勘定振替（販管費）」としてエネルギー部へ4,800千円を計上し、貸方で産業事業部から同額を減額する仕訳が行われている。

また、賞与引当金について、本来の発生源とは無関係に、管理部門において5,186千円分の賞与引当金の余剰があったため、当該余剰分を医療関連部門の業績を良く見せるために医療関連部門に付け替える会計仕訳が行われた。具体的には、借方に「賞与」、貸方に「費用振替」を用い、医療関連部門等の費用を5,186千円減額させる仕訳が行われている。

当時のHp氏やEz氏らの認識としては、これらはいくまで「管理会計上の部門別利益の平準化」であり、会社全体（法人単位）としての最終的な営業利益総額には影響を与えないため、制度会計上の不正には当たらないと考えていた。

なお、当社グループでは、AW西日本のような地域事業会社は、親会社である当社と同一の会計システムを採用しており、AW西日本は当該会計システムの操作権限を有していたため、AW西日本による入力値が連結データに直結する構造となっていた。この点、当社管理部門のモニタリングは会計全体の整合性確認を主眼としていたため、本事案のように利益総額に影響しない会計操作については、システム上の整合性が保たれる限り、外部から異常を検知することが極めて困難な運用体制であった。

ウ 会計上の問題・影響額

（ア）会計上の問題・影響

セグメント情報として開示される売上高や利益（営業利益等）は、経営者が意思決定に使用している管理上の区分に基づきつつも、当該区分における実際の経済活動や取引実態を忠実に表現したものでなければならない。また、費用配分においては、発生源との関連性や合理的な配賦基準に基づくことが求められ、実態を伴わない恣意的な操作は認められない。

本件において、九州AWで実行された以下①②の会計処理は、会計基準に照らして不適切であると判断される。

①産業事業部からエネルギー部への販管費振替（4,800千円）

エネルギー部の利益を圧縮し、産業部門の利益を改善させることを目的として行われたものである。しかし、当該振替を正当化する業務委託や費用負担等の取引実態は存在せず、合理的理由のないまま会計システム上で数値のみを移動させたものである。

②賞与引当金余剰額の医療部門への投入（5,186千円）

賞与引当金の取崩益（戻入益）は、本来、引当金を計上していた発生源（部門）に帰属すべきものである。しかし、本件では5,186千円の余裕が生じた際、発生源とは無関係に、当時赤字又は業績が厳しかった医療部門の利益を嵩上げするために恣意的に投入された。

すなわち、これらの処理は、AW西日本全体の営業利益総額には影響を与えないものの、セグメントごとの業績を実態と異なる数値に歪めるものであって、会計実態を正しく反映しない不適切な会計処理に当たる。

（イ）意図の有無

Hp氏やEz氏は、前記販管費の付替行為は、制度会計上の不正には当たらないと認識していたようであるものの、販管費の付替行為自体は、事業部の利益を良く見せるために行われており、販管費の付替自体に合理的理由は存在しないことからすれば、意図的に不適切な会計処理が行われていたものと認められる。

（３）売上の水増し及び関連する利益の補填

ア 事案の概要

当社から九州AWに対し、 地区（Ap社（以下「Ap社」という。） 向け）のガス供給事業に関連して支払われている「 」名目の金銭が、特定の時期以降、実態を伴わない利益供与となっている事実が確認された。

イ 不適切な会計処理に至った経緯・原因

（ア）取引の開始と当初の状況

遅くとも 年 月の時点で、当社の方針により、従前、日本ヘリウム及びC社からヘリウムガスを仕入れ、Ap社に販売するという商流から九州AWが外れ、九州AWに代わって当社が当該商流に入ることとなり、九州AWの利益が減少する事態となった。

そこで、当社は、九州AWに対し、 ガスセンターの管理業務やヘリウムガスの受入管理業務を委託し、（九州AWは当該業務を実際に遂行していたため、）年間約60百万円の業務委託費を支払うことによって、九州AWが当該ヘリウム商流から外れることによって生じる減益分の利益補填を行っていた（以下「本件利益補填」という。）。

なお、当該業務委託費の支払の根拠となる業務委託契約書等の証拠は存在しない。

（イ）2024年4月以降の状況の変化

もっとも、2024年4月以降、 ガスセンターの管理業務やヘリウムガスの受入管理業務の委託先は、AW西日本から、AWガスプロダクツに変更されており、AW西日本によるガスセンターの管理及びヘリウム受入等の実務は、2024年3月をもって終了している。すなわち、これ以降、AW西日本の人員は当該業務に一切関与していない。

(ウ) 本件利益補填の継続

2024年4月以降、AW西日本が業務に関与していないにもかかわらず、当社からAW西日本に対する業務委託費の支払は停止されることなく、足元まで継続している。

当社は、過去に数回、AW西日本に対し、業務委託の実態のない本件利益補填を中止するように要請していたものの、AW西日本において、年間約60百万円の売上の影響力は大きく、当該約60百万円の売上が消滅した場合、来期以降の売上が大幅に減少することとなるため、AW西日本の予算達成や利益維持の観点から避ける必要があると判断され、本件利益補填の中止はやめては旨の要望が繰り返行われている。

ウ 会計上の問題・影響額

(ア) 会計上の問題・影響

AW西日本において、当社からの業務委託実態のない取引が2025年3月期に62百万円売上収益として計上されている。

(イ) 意図の有無

前記イのとおり、[]ガスセンターの管理業務は、2024年4月よりAW西日本からAWガスプロダクツへ移管され、同月以降、AW西日本による業務実態は一切存在せず、当社及びAW西日本の双方がこの事実を認識していながら、年間約60百万円もの支払を継続していることからすれば、意図的に不適切な会計処理が行われていたと認められる。

(4) AWエレクトロニクスの商流に参加することによる売上の架空計上

ア 事案の概要

AWダイオーが、[]を、当社を介して[]Bw社から仕入れをし、顧客であるAh社(AH社)に対し販売をしていたところ、AW西日本からの要請により、実態としてはAW西日本は製品の在庫を抱えることなく、履行義務も何ら負わない条件で形式上一連の商流に参加し、実態のない売上を計上していた。

イ 経緯・原因

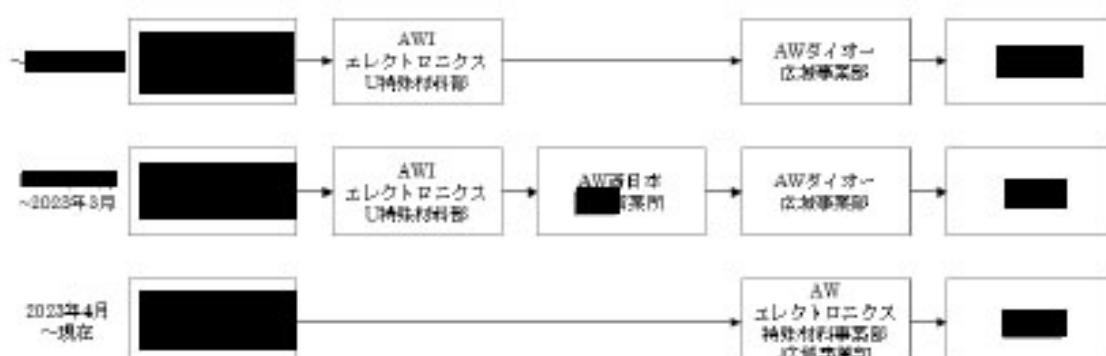
AWダイオーは、半導体製造の際に使用するガス等の販売を行っていたところ、[]を、当社を介して米国のBw社から仕入れをし、顧客であるAh社(AH社)に対し販売をしていた。なお、Bw社からの仕入れに関して当社を介していたのは、当時のAWダイオーにおいては外国からの輸入に関する許認可を得ておらず、これを得ていた当社を窓口にしなければ、Bw社からの輸入を行うことができなかったためであった。

その後、AW西日本の営業担当者([]Ah氏)からAWダイオーの常務であるBs氏(以下「Bs氏」という。)に対し、AWダイオーの販売商流にAW西日本が参加し、売上を補填したいので、ほとんど利益が発生しなくてもよいので、参加可能な案件があれば紹介してほしい旨の申し出がなされた。Ah氏からの相談を受けたBs氏としては、無関係の商流にAW西日本を組み込むことについて抵抗感を覚えたものの、AW西日本からは窒素ガスやアルゴンガスの仕入れ取引等もあり、関係性を良好にしておくことも有用と考え、Bs氏の判断により、非常に希少価値が高

く、取引額も大きくなることが想定された[]に関する商流にAW西日本を組み込むこととし、結局[]年[]月から、AW西日本を形式上商流に組み込むこととした。なお、AW西日本との間で[]の現物のやり取りはなく、伝票だけがやり取りされており、AW西日本の商流部分に契約実態はない状況であった。

その後、2023年1月に当社エレクトロニクスユニットがAWEXに統合され、同年4月にAWダイオーを吸収合併したため、当社は商流から離脱し、かつ、AW西日本についても、商流に入る余地がなくなったため、2023年4月から現在までは、Bw社からAWエレクトロニクスが直接製品を仕入れ、AH社[]に販売をしている。

以上の商流の変遷を図示すると、以下のとおりとなる。



ウ 会計上の問題・影響額

(ア) 会計上の問題

形式上一連の商流に参加することで、[]年[]月～2023年3月の[]間において実態のない売上高が[]円、売上原価が[]円過大計上され、その期間に売上総利益は[]円計上された。

(単位：千

円)

決算年月	売上高	売上原価	売上総利益	売上総利益率
2022年3月	[]	[]	[]	[]
2023年3月	[]	[]	[]	[]
合計	[]	[]	[]	[]

AW西日本は、合理的な理由なく商流に参加しているのみであり、在庫リスクも履行義務も負っていないため、総額での売上高計上は不適切と考えられる。また、AW西日本としては商流参加の中で代理人としての機能も果たしていないと考えられる。その場合、純額部分を受取手数料相当として営業収益（売上高）に計上するのではなく、営業外収益（雑収入）としての区分計上が妥当であったと考えられる。

(イ) 意図の有無

[]に関する一連の商流について、①そもそもAW西日本のAh氏から利益が発生しなくてもよいので、売上高（総額）の水増し目的で、AWダイオーの行っているいずれかの取引への参加させてほしいと打診されたことを受けて、AW西日本の商流参加が決まっていること、②AWダイオーの代わりに輸入機能を担っていた当社とは異なり、AW西日本が商流に参加する合理的理由は認められず、かつ、AW西日本は単に伝票を経由していたのみであり、仕入れ及び販売活動に

一切関与していないことからすれば、AW 西日本が実態のない売上を計上していたことは明らかであり、意図的な行為であったと認められる。

このような行為が生じた理由としては子会社単体での売上高の予算達成が重要な要素であったと考えられており、たとえ連結ベースでの売上高、利益の計上額の観点では意味のない取引であったとしても、子会社各社において実態のない売上を計上するインセンティブが強く働く状況であったことが原因であったと考えられる。

(5) 実態のない売上の計上

ア 概要

■■■■■までの間、AW 西日本において、再生可能エネルギー
 発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）の一部（8割）の免除を獲得する
 こと及びAW 西日本の売上を確保することを目的として、実際にはAW 西日本にお
 いて窒素ガスの製造業務を行っていないにもかかわらず、当社に対し「■■■■■
 ■■■■」の名目で売上請求を行っていた事案である。

イ 経緯・原因

(ア) 再エネ賦課金の減免制度

再エネ賦課金は、電力使用者が使用量に応じて電気料金に加算される費用である。再エネ賦課金の減免を受けるためには、少なくとも、「電気の使用に係る原単位（申請事業の電気使用量（kWh）／申請事業の売上高（千円））が基準値を超える」という要件を充足する必要がある。なお、ここにいう「申請事業」は、減免を受けるために、事前に認定事業者として申請する事業の種類等のことを指す。

(イ) スキーム構築の背景

2016年4月、当社は、Ap社向けに窒素ガスの製造販売を業としていた大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社（以下「DAP」という。）を吸収合併した。それに伴い、当初は、DAPがAp社向けに行っていた第1ガスセンター（以下「第1GC」という。）における窒素ガスの製造販売事業をAW西日本に移管することを視野に入れつつ、先行してガスの製造販売事業を行うための電力会社との電力契約の受電名義をDAPからAW西日本へ変更した。

もともと、その後、当社の方針変更により、当初の想定とは異なり、第1GCにおける窒素ガスの製造販売事業の実態は移管されず、電力契約名義のみがDAPからAW西日本に移管され、当該事業は当社で行うこととなった。

その後、電力契約の受電名義人である AW 西日本において、再エネ賦課金の減免申請を行うこととなった。なお、受電名義の変更前は、DAP において「圧縮ガス・液化ガス製造業」（以下「本件申請事業」という。）を申請事業として再エネ賦課金の減免申請を行っており、結果的に 8 割の減額を受けていた。

当時、AW 西日本は、当社が行っていた第 1GC における窒素ガスの製造事業を稼働させるために人員供給をしていたことに係る人件費、第 1GC の敷地を AW 西日本が所有していたことに係る土地借用費、本件申請事業のための電気代、工業用水費等を負担しており、これらの個別の費目を当社に請求することができたが、これらは圧縮ガスや液化ガスの製造による売上ではないため、本件申請事業の売上の計上ができなかった。そこで、AW 西日本において本件申請事業の売上を作るため、AW 西日本から当社に対し、これらの個別の費目を一括して「XXXXXXXXXX」名目にまとめたうえで売上を計上することが検討された。そうしなければ、本件申請事業の売上が

ないAW西日本が再エネ賦課金の減免を受けることができず、多額の再エネ賦課金を支払う可能性が生じたためである。

また、ここでさらに問題となったのが、「」名目での売上額である。DAPがAp社へ窒素ガスを販売していた時代は、窒素ガスの売上には償却費や利益が含まれていた。他方で、当社がDAPを吸収合併した後は、当社が第1GCの設備を保有していたこともあり、AW西日本から当社に対する「」の売上を個別の費目ごとに積み上げて計上しただけでは、償却費が含まれない等の理由からDAP時代よりも「」の売上が減少し得る事情が確認された。そこで、確実にAW西日本が再エネ賦課金の減額を受けられるようにするべく、専らAW西日本が減免申請を受けることができるか否かという観点も踏まえ、「」の名目での売上高を増やす方向で調整することの検討がなされた。

以上を踏まえ、以下①②スキームの取引を行うことによって、AW西日本は本件申請事業に係る売上は存在しなかったものの、帳簿上は、確実に本件申請事業によって再エネ賦課金の減額を受けることのできる水準の「」の売上実績を有するような外形を整えることができた。

①当社からAW西日本への請求

当社は、自らが保有するガスの製造に係る設備の償却費相当額に、Ap社への販売利益相当額等を加算した金額を、「」の名目でAW西日本へ請求する。

②AW西日本から当社への売上計上

AW西日本は、前記で請求された費用を売上原価として取り込み、そこに、利益等を上乗せした金額を「」の費目で当社に請求し返す。

(ウ) 第2ガスセンターの建設とその後

年月、第1GCに加え、第2ガスセンター（以下「第2GC」という。）の稼働が開始した。この際、当社は、第1GCのように受電名義はAW西日本にあり、実際にガスの製造事業の事業実態は当社にあるという歪な構造（それに伴って再エネ賦課金の減免を受けるために必要となる実態と乖離した取引が行われている状況）を解消する必要があると考えた。そこで、第2GCにおける受電年月以降の受電名義はAW西日本から当社へ変更し、月には当社が再エネ賦課金の減免申請を行った。なお、第1GCについては、減免申請の手続上の理由等により、受電名義及び申請主体をAW西日本から当社へ変更する時期は状況を見て判断することとされたが、結果として、年月日付けで当社を主体とする変更申請が行われ、変更も完了した。

第2GC稼働後は、従来Ap社向けにメインで稼働していた第1GCの稼働量は大幅に減少し、さらに年月に第2GCの受電名義もAW西日本から当社へ変更となったことも伴ってAW西日本が当社に請求していた「」の売上も減少することとなった。しかしながら、AW西日本は、同社内において業績に対する強いプレッシャーがあったため、当社に対し、従来「」の名目で立てていた売上が減少することは避けたい旨の強い申し出を行った。そこで、専らAW西日本における従来の売上額と同程度の売上額を確保する目的で、第2GCの受電名義が当社となった年月以降も前記（イ）と同様のスキームかつ取引金額も同程度の取引が継続された。